

第3回古平町議会定例会 第1号

平成28年9月20日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第44号 平成28年度古平町一般会計補正予算（第3号）
- 5 議案第45号 古平町税条例の一部を改正する条例案
- 6 議案第46号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 7 議案第47号 古平町防災会議条例の一部を改正する条例案
- 8 報告第2号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率について
- 9 報告第3号 平成27年度決算に基づく資金不足比率について
- 10 同意第2号 古平町教育委員会委員の任命について
- 11 同意第3号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 12 同意第4号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 13 陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情
（総務文教常任委員長報告）
- 14 陳情第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について
- 15 陳情第4号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しをもとめる陳情
- 16 陳情第5号 特別支援学校の「設置基準」策定を求める陳情
- 17 陳情第6号 「介護・障害福祉従事者の人材確保と賃金引き上げを求める意見書」（案）採択を求める陳情書
- 18 陳情第7号 「高すぎる学費の引き下げを求める意見書」（案）採択を求める陳情書

○追加議事日程

- 1 議案第48号 平成27年度（繰越）古平小学校放射線防護対策工事請負契約の締結について

○出席議員（10名）

議長10番	逢見輝続君	1番	木村輔宏君
2番	堀清君	3番	真貝政昭君
4番	岩間修身君	5番	寶福勝哉君

6番 池田 範彦 君
8番 高野 俊和 君

7番 山口 明生 君
9番 工藤 澄男 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	本	間	順	司	君
副	町	田	口	博	久	君
教	育	成	田	昭	彦	君
総	務	藤	田	克	禎	君
企	画	細	川	正	善	君
財	政	三	浦	史	洋	君
民	生	五	十	嵐	満	美
保	健	佐	藤	昌	紀	君
産	業	宮	田	誠	市	君
建	設	高	野	龍	治	君
会	計	白	岩		豊	君
教	育	和	泉	康	子	君
産	業	井	本	将	義	君
総	務	松	尾	貴	光	君
財	政	田	名	辺	信	行

○出席事務局職員

事	務	局	長	本	間	克	昭	君
議	事	係	兼	総	務	係	福	嶋
							祐	太
							君	君

開会 午前 9時55分

○**議会事務局長（本間克昭君）** それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下15名の出席でございます。

◎開会の宣告

○**議長（逢見輝統君）** おはようございます。

ただいま事務局長報告のとおり10名全員の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

ただいまから平成28年第3回古平町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○**議長（逢見輝統君）** 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○**議長（逢見輝統君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、2番、堀議員及び3番、真貝議員のご両名をご指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○**議長（逢見輝統君）** ここで、去る9月15日に開催されました議会運営委員会での協議事項を議会運営委員長より報告していただきたいと思っております。

○**議会運営委員長（真貝政昭君）** それでは、私のほうから去る9月15日に開催されました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日9月20日から9月27日までの8日間とするものです。

議事日程でございますが、お手元に配付の日程表に基づき、取り進めるものといたします。23日は、予算審査特別委員会開催のため休会といたします。なお、26日の本会議は決算審査特別委員会終了後、時間を繰り下げて開催する運びといたします。

次に、6件ほど上がっております陳情につきましては、総務文教常任委員会に付託されておりました陳情第1号については常任委員長より採択の報告があります。陳情第3号から第7号は本会議で採択の上、本定例会中に意見書を提出する運びといたします。

決算につきましては、各会計の提案理由の説明が終わり次第、全員による決算審査特別委員会を設置しまして、これに付託し、審議することといたします。また、慣例により委員長には副議長を、副委員長には総務文教常任委員長を当てることといたします。

審査の方法でございますが、一般会計の歳入につきましては3款程度に分けて、また歳出は款ごとに区切って質疑を行います。他の会計につきましては、歳入歳出一括で質疑を行います。また、

質疑は一問一答で継続して質問し、ほかの人に移ったときは再質問はできないこととします。それから、一問一答ですので、一度に数項目にわたって質問をすること、また決算でございますので、予算的な質問にならないようご留意願います。決算審査特別委員長におかれましては、その点よろしくご配慮いただきたいと思います。討論は本会議で行いますので、委員会では省略することになります。また、採決については、全会計一括で採決する運びといたします。次に、本会議での質疑でございますが、議員全員で構成されます特別委員会で行いますので、省略いたします。また、討論、採決については例年どおり一括で行うことといたします。

最後に、一般質問についてご説明いたします。一般質問は、一問一答方式で、質問回数は1件3回までで、質問ごとに質問、答弁、再質問、再答弁、再々質問、再々答弁というように繰り返し行ってください。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（逢見輝続君） 議会運営委員長の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長（逢見輝続君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月20日から9月27日までの8日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月20日から9月27日までの8日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（逢見輝続君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、平成28年度7月分、8月分の例月出納検査結果、平成28年後志広域連合議会第1回臨時会議決結果の2件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもってかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（逢見輝続君） 本日は定例会でございます。町長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○町長（本間順司君） 皆さん、おはようございます。本日、平成28年第3回古平町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には何かとご多用の中、差し繰りご参集をいただきまして、まことにありがたく、心から厚く御礼を申し上げます。

本定例会においてご審議いただく案件は、お手元に配付いたしました別冊議案にありますとおり、

補正予算案が1件、条例案件が3件、報告が2件、人事案件が3件、そして認定が1件の計10件でありまして、詳細につきましては上程の際にご説明を申し上げますので、それぞれご審議の上、ご決定、ご承認、ご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、定例会でございますので、恒例により、議案審議に先立ち行政報告をさせていただきますので、しばらくの間お聞き取りを願います。

4月半ばに発生した熊本地震から5カ月余りが経過しましたが、ことしは台風の発生も多く、張り出しの少ない太平洋高気圧と大陸から張り出した高気圧の間に挟まれ、日本列島に沿ったような経路で北上し、熱帯低気圧や温帯低気圧に変わってからも前線の刺激を受け、大きな影響力を持ち続けました。熊本地方でも地震に追い打ちをかけるように台風や前線が大雨を降らせ、今度は大きな土砂災害や水害を引き起こし、まさに弱り目にたた目という状況で、本当にお気の毒としか言いようがないのであります。

また、列島各地では一月に降る雨の量が1日で降ってしまうほどで、昨年更新したばかりの記録に輪をかけるような大雨に見舞われており、我が北海道においても1週間のうちに3度も台風が上陸するなど、気象台が昭和26年に統計をとり始めてから初めてとのことで、道央、道東を中心に収穫前の農作物を初めインフラにも甚大な被害をもたらしたところであります。加えて、だめ押しの台風10号は東日本大震災でいまだ復興のさなかにある東北地方や本道にも追い打ちをかけ、多くの犠牲者を出しながら、土木被害なども増大しており、60年ぶりの大災害ではないかと言われております。幸い当地域にあっては平穏無事に経過したところであり、全国で犠牲になられた方々のご冥福をお祈り申し上げ、被災されました方々には心からお見舞いを申し上げますのであります。

それでは初めに、総務関係から申し上げます。平成28年度の古平町表彰式を9月4日に挙行しましたが、議員の皆様にはご多用にもかかわらず多数のご出席をいただき、まことにありがとうございます。ご承知のように、古平町功労者としてはお一人は社会教育委員として職務に精励し、生涯学習の推進に貢献されている方、もうお一人は教育委員として職務に精励され、地方教育行政の発展に貢献された方を表彰したのを初め、古平町功績者としては社会貢献賞として長い間町内会長として活躍されている方やデイサービス事業の看護師として頑張っている方、また寮の世話人として知的障害者の日常生活を支援されている方、さらには福祉事業所で障害者の自立した地域生活の実現に貢献された方、そして本町の食生活改善推進員として町民の健康増進に貢献された方々など合わせて7人を表彰させていただきました。そのほか、多額の金品等を寄附された1名の方に感謝状を贈呈したところであります。

次に、去る7月10日に執行された第24回参議院議員通常選挙であります。本町の投票率は前回選挙を4.61ポイント上回る58.58%で、全道平均の56.78%を上回る結果となりました。しかし、選挙当日が琴平神社の例大祭と重なり、既に定着した期日前投票が前回の553名を大きく上回る735名となったことから、ある程度の投票率を期待したのでありますが、最終的には期待したほどの伸びではなかったのであります。また、18歳選挙権の行使が可能となった改正公選法の施行後初めての国政選挙でありましたが、この新選挙権者となられた本町における18歳、19歳の方の投票率はそれぞれ42.86%、33.33%といずれも道内平均の46.05%、38.57%よりも低く、広報活動や啓発活動

のあり方を今後の課題として受けとめ、再検討してまいりたいと考えております。

次に、明和集会所改築にかかわる実施設計業務であります。大枠ではほぼ完了に近づいて、今は詰めの状態であり、今後も幾度か各町内会長さんと協議を重ねながら、可能な限り町内会の意見を取り入れ、よりよい集会所となるよう業務を進めてまいります。

続きまして、企画関係について申し上げます。今年度第1回目の防災会議を6月27日に開催し、北海道地域防災計画の改正に合わせて、原子力災害での緊急時の応急活動体制の立ち上げ基準や避難退域時検査の実施など、本町の地域防災計画（原子力防災計画編）の改正を行ったところであります。また、冒頭申し上げましたように、8月以降台風が北海道に上陸、接近し、道東では河川の氾濫や土砂災害などで甚大な被害が出ておりますが、岩手県の高齢者向けグループホームでは、避難準備情報の認識違いから入所者全員が犠牲となっており、住民避難体制の課題が浮き彫りになったところであります。そのような中、本町においても土砂災害危険情報が発令されたという想定のもと8月31日に沖町地区の住民を対象に避難訓練を予定しておりましたが、台風10号の接近から参加者の安全確保を考えて、中止しております。そして、その土砂災害であります。北海道では昨年、古平町の一部について土砂災害基礎調査を行い、今年度中に土砂災害危険区域の指定をするよう進めているところであり、去る9月12日から14日に当該地区の居住者や建物、土地所有者248人を対象に住民説明会を行ったところであります。今後は、これらの災害に対する訓練の繰り返しや広報紙を活用して、自分の身は自分で守るという自助の考えを浸透させながら、防災に対する意識を高めてもらうように努めたいと考えております。

次に、ふるさと納税（寄附金）であります。昨年8月から贈呈品数の拡充と寄附者の利便性を向上させるための手続内容の見直しを行った結果、昨年度は全道で9位となる寄附があったことを報告してまいりました。今年度におきましては、8月末までの寄附件数は5,716件（対前年比122.5%）、金額は7,367万円（対前年比116.6%）となり、贈呈品の委託についても3,672万円（対前年比421.3%）で、当初の目的であった水産加工業の支援は果たせていると考えております。また、本格的な見直しを行った8月だけの比較でも寄附件数が445件増、寄附金額が514万円増と大きく上回っているところであり、今後は寄附が増加すると予想される10月前にインターネットのふるさと納税サイトや雑誌での広告掲載、さらにはこれまで2回以上寄附をしていただいた方への挨拶状の送付などを行いながら、新規寄附者やリピーターの確保に努めてまいりたいと考えております。なお、ふるさと納税に関する事務を軽減するため、寄附金受領証明書などを自動で封筒に詰めることができる封入・封緘機の導入につきまして補正計上しておりますので、上程の際にはよろしく願い申し上げます。

続きまして、税財政関係について申し上げます。本年度の地方財政計画における地方交付税の総額につきましては16兆7,003億円（前年度比0.3%減）、臨時財政対策債の総額にあつては3兆7,880億円（前年度比16.3%減）であります。これを踏まえた平成28年度の普通交付税が去る7月26日に決定され、本町の普通交付税額は表1にありますとおり、前年度比1,814万5,000円減（1.0%減）の17億5,038万8,000円となり、臨時財政対策債と合算した金額では前年度比4,374万6,000円減（2.3%減）の18億2,691万3,000円となったところであります。なお、管内町村の状況につきましても表

2のとおりとなっておりますので、参考に願います。

次に、報告議案にありますとおり、平成27年度決算を受けての財政健全化法に基づく本町財政の健全度を示す財政健全化判断比率につきましては、4指標全てにおいて法定基準を下回ったところではありますが、実質公債費比率は地方債の元利償還金の増加に伴い、前年度比0.6ポイント悪化して7.4%となり、将来負担比率につきましてはこれに充当可能な基金（ふるさと応援基金など）の大幅増加及び普通交付税の増に伴い、前年度比16.6ポイント改善して28.5%となっております。

続きまして、民生関係について申し上げます。まず、福祉関係では、今年度も7月の1カ月間を強調月間とした第66回社会を明るくする運動が実施されました。7月8日の北後志5カ町村訪問車両パレードを皮切りにさまざまな運動が展開され、7月22日の古平町住民集会では73名の参加を見たところであり、さらに7月28日には積丹町において北後志住民集会が開催され、古平町の児童生徒が応募した標語、作文のうち2点が北後志の優秀作品として入選を果たしております。

また、今年度の臨時福祉給付金についてであります。平成26年4月からの消費税引き上げに伴い、所得の低い方の負担を緩和するために支給される給付金で、今年度は2回の支給を行うこととなっております。4月11日から3カ月間申請を受け付けておりました低所得の年金受給者等に対する給付金ですが、こちらは平成27年度の給付金受給者のうち65歳以上の年金受給者などが対象となり、768名の方に3万円が支給されております。さらに、9月1日から申請受け付けを開始しております2回目の給付金につきましては、今年度の町民税が非課税の方々が対象となっており、課税者の扶養になっていないなど一定要件が合えば、年齢にかかわらず支給されることとなります。こちらの給付金にあっては、支給額が1人3,000円ですが、65歳未満で障害または遺族年金受給者には3万円が加算されることとなっております。なお、今回も各集会所等での臨時窓口や職員の訪問等による対応、さらには休日及び夜間窓口の開設により、申請する方の負担にならないよう対応しているところであり、1回目の支給は10月上旬を予定しております。

次に、7月から分別収集を開始しましたミックスペーパーですが、これまで計3回の収集を実施したところ、1、2回目の合計が1,800キログラム余りだったのに対し、9月7日に行った3回目については、お盆時期が重なったこともあり、2回分に近いほどの収集量でありました。不純物の混入については5%程度となっており、回数を重ねるごとにその量は減る傾向にありますが、今後も引き続き他のごみ類も含めて分別を徹底し、ごみの減量とリサイクルの推進を図るべく周知、協力依頼に努めてまいります。

次に、さきに議決いただきました国民健康保険税の関係ですが、平成28年度の納付書を去る7月8日に発布したところであり、件数は対前年比1.1%減の705世帯（被保険者数1,044人）となり、当初調定額では対前年比5.8%増の8,683万円となっております。結果的には応益割合が49.46%、応能割合が50.54%となり、平準化割合を維持することができたのであります。なお、現在使用されている国民健康保険証の有効期間は2年間となっており、今月末日をもって有効期限が終了となることから、対象世帯への郵送手続を終えたところであります。

続きまして、保健福祉関係について申し上げます。去る8月7日と8日の両日、れい明の里関係者総勢170名（前年比14名減）の方の胃がん検診を実施したところ、下表のとおり受診者の95.3%に

当たる162名の方が異常なしと判定された一方で、5名(2.9%)の方が要精密検査と判定されたことから、この方々には早期の精密検査を勧奨し、病気の早期発見、早期治療につなげてまいりたいと考えております。また、来る9月25日と26日には、骨粗鬆症、子宮がん、乳がんの検診であるすまいる検診を実施する予定であり、9月5日現在の申込者数が148名(前年受診者比4名増)となっていることから、ほぼ例年並みの受診状況となっているところであります。

次に、地域医療の推進についてであります。5月9日から外来診療を開始した町立診療所の海のまちクリニックは、本町町民にとって欠かすことのできない地域医療機関であり、これが8月末までの診療日数は74日間、月平均約18日間で、受診者の延べ人数は3,070名と1日平均約42名の方が受診されている状況にあります。さきの第2回定例会において5月、1カ月間の診療状況を報告したところでありますが、1日平均の受診者数が32名であったことや下表の月別診療状況に見られるように少しずつ受診者がふえている状況にあります。また、診療科別の構成比では、内科の71%を筆頭に外科、整形外科が16%、皮膚科で4.3%、小児科が2.4%の順となっております。さらに、診療以外では健康診断が全体の5.2%を占めておりますが、これは6月に行われた町内企業や役場職員の健康診断によるものであります。

なお、第2回定例会で財産取得のご承認をいただいたエックス線CT装置等については、去る8月10日に設置が完了し、翌日から診療に使用している状況にあります。また、町民の皆さんが待ち望む入院診療の早期開始については、前定例会でも申し上げましたが、安心、安全な診療に必要な看護スタッフの確保に難航している状況であり、現在さまざまな方策について多角的に取り組んでいる最中でありますので、事情ご理解いただき、いましばらくお待ち願いたいと存じます。

次に、これも前定例会で申し上げました小樽協会病院の周産期母子医療センターの件につきまして、過日第2回目の協議会が開催され、詳細な内容については関係方面との調整中の事項が多く、報告は差し控えさせていただきますが、まず北海道社会事業協会から基本的な事項として地域周産期母子医療センター再開に向けた全体スケジュール案や収支計画案を内容とした分娩取り扱い再開に向けた企画書の提案がされたところであります。具体的なスケジュールとしては、現在籍の産婦人科医2名が9月末で退職予定であることから、10月以降産婦人科医や助産師を確保して、分娩再開に努め、段階的に産婦人科医、小児科医、助産師を増員しながら、地域周産期母子医療センターの稼働再開を目指す方針であり、人材確保の観点から陣痛、分娩、産後回復の機能をあわせ持つ病室、通称LDR室を確保するための施設改修も計画しており、妊婦健診や産後ケアを担う助産師外来の早期開設に向け準備中とのことであります。

また、協議会としては医師確保及び施設改修にかかわるワーキンググループメンバーの決定、あるいは財政支援ワーキンググループの新設提案等々について協議が行われ、現在各ワーキンググループで具体的な協議、検討がなされているところであり、その経過を踏まえながら次回協議会が行われる予定となっておりますので、今後も機会あるごとに公表できる範囲でご報告申し上げていきたいと存じます。

次に、高齢者福祉の増進についてであります。5月から新たに開始した高齢者の見守り体制につきましては、当初継続利用者40件からスタートしていることをご報告申し上げましたが、その後2

件の設置を追加し、現在さらに3件の設置準備を進めているところであります。当該新システムの見守りセンサーの運用状況につきましては、新システムになれていないこともあって、ボタンの押し忘れによる誤報が多く、駆けつけ職員には大変なご苦勞をかけているところでありますが、操作方法の説明を地道に行いながら当該システムを成熟させてまいりたいと考えております。

また、平成24年から古平町高齢者施設連絡協議会が中心となって実施しております盆踊り大会につきましては、本年は海のまちクリニックとなるみ薬局が新たに協力者に加わっていただき、8月17日に開催したところでありますが、あいにくの天気にもかかわらず、施設入居者を初め近隣町内会の老若男女総勢150名余りの町民が福祉センターのホールに集い、盛会のうちに開催することができました。屋内の開催でしたが、盆踊りや縁日、それに手づくりちょうちんのコンクールなどほぼ例年並みの企画で進めることができ、景品につきましても昨年より豪華で、しかも数多く用意しましたので、皆さん大喜びでありました。

次に、去る9月14日、数え年77歳以上の招待者168名（うち紀寿1名、米寿8名、喜寿13名）と来賓9名の総勢177名の方が文化会館太陽ホールに集い、平成28年度の古平町敬老会を挙行いたしました。本年度は5月に100歳の誕生日を迎えられた旭町内会の加藤定光さんにも出席いただいたの開催となりました。式典では、来賓の方々からの祝辞や祝電のほか、紀寿の方には内閣総理大臣からのお祝い状と記念品を伝達し、町からはお祝金と記念品を贈らせていただきましたが、米寿、喜寿のお祝いにはそれぞれの代表者、男女2名ずつに記念品を贈らせていただいた後、記念写真の撮影を行ったところであります。なお、紀寿で出席がかないませんでした逸見ツネさんにつきましては、敬老会終了後に自宅に赴き、お祝いの品々を贈らせていただきましたが、大変喜んでおられました。また、懇親会では漁協女性部の皆さんが調理された浜鍋に舌鼓し、古平小学校5、6年生のたらつり節踊りや保存会の皆さんによる古平正調越後盆踊り、そして老人クラブ南寿会会員によるカラオケや日舞などの演芸を楽しみ、2時間ほどの短い時間ではありましたが、和やかな雰囲気の中で敬老のお祝いができたと思っているところであり、ご協力をいただいた皆さんに心から感謝を申し上げます。

次に、介護保険事業の基盤整備についてであります。当町では平成27年度からスタートした第6期介護保険事業計画の中で、平成29年度において民設、民営による特別養護老人ホーム（施設規模80床）の建設計画を掲げ、これが実現に向け誘致活動を行ってきたところであります。さきの第2回定例会での一般質問に対しましても、それまでの交渉状況を答弁しているところでありますが、その後の誘致交渉においても近年の建設コスト高騰による経営計画の見直しや介護人材不足に対する職員確保にかかわる再検討、あるいは法人全体における運営計画の見直し等により、平成29年度着工は困難である旨の回答を受けたところであります。

町民から長年にわたって切望されている施設であることを十分認識した上で、これまで多方面の社会福祉法人に対して誘致活動を行ってきた結論として、現在交渉を行っている法人が最も実現の可能性が高い法人と判断していることから、施設規模、運営形態、法人に対する支援内容等の抜本的な見直しを行いながら、今後も継続して誘致交渉を積極的に進め、早期の実現を目指してまいりたいと考えておりますので、事情ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、産業関係について申し上げます。最初に、農業関係であります。さきに農業委員会が行った水稻の作況調査では、10アール当たりの収穫量が488.6キログラムとなっており、過去3カ年の平均収量をもとにした作況指数は104.25%とやや良の収穫量が見込まれており、今月中旬から稲刈りが始められております。また、畑作につきましても全体として好天に恵まれ、イチゴは6月、7月にかけて順調に出荷を終えており、ジャガイモやカボチャにつきましても8月の台風による被害を受けずに済んだことから、8月、9月にこれも順調に収穫、出荷が行われているところであります。今、本町農業を取り巻く状況は、農業者の高齢化や後継者不足などから、農家戸数が減少し、耕作放棄地が増加するなど厳しい状況が続いておりますが、少し明るい話題としては本年6月から40代のご夫婦が新規就農され、アスパラなどを中心とした畑作で頑張っているところであり、去る6月22日には自然環境に優しい農業を推進するため、水稻農家2戸がふるびらクリーン水稻生産部会を立ち上げるなど、農業に新たな動きが出てきております。

また、エゾシカなど有害鳥獣による農作物被害防止への対策につきましては、北海道猟友会余市支部古平分区に捕獲や駆除を委託しておりますが、今年度はカラス16羽、キツネ1頭、キジバト7羽を捕獲し、アライグマにつきましては各農家へ箱わなを貸し出して、現在まで3頭を捕獲しており、エゾシカにつきましては昨年度から囲いわなを設置しているものの、捕獲には至っていない状況であります。

なお、政府は今月26日招集予定の臨時国会で環太平洋連携協定（TPP）の承認を目指す姿勢を示しておりますが、アメリカでは大統領選の両候補がTPPへの反対姿勢を強めていることを踏まえ、我が国が率先して手続を終え、米国の議会承認を促す狙いがあるとのことであります。しかし、とりわけ関税撤廃による影響を大きく受けることとなる農業関係者の不安は依然として根強いものがあり、国会での十分な審議によってTPPに対する国民の理解を深めることが求められており、引き続き今後の動きを注視してまいりたいと考えております。

次に、林業関係であります。本町は森林の持つ多面的な機能を十分に発揮させることを目的に山づくりを進めており、今年度の森林環境保全事業として、昨年、町有林の更新伐採を実施した歌棄地区の植林事業に着手し、ようてい森林組合が325万円で落札して、工期は10月末となっております。また、平成23年度から実施しております林道チョペタン線小規模林道整備事業にかかわる本年度事業につきましては、有限会社水見建設が260万円で落札し、この工期も10月末となっております。

次に、水産関係であります。去る6月29日に東しやこたん漁業協同組合の第12回通常総代会が開催され、第12事業年度（平成27年度）の決算報告での販売取扱額は、組合員の並々ならぬ生産努力で23億9,100万円の取り扱いとなり、管理経費の削減や事業外の収益等による平成27年度末の当期剰余金は1,449万3,000円の黒字決算となりました。組合員の生産努力と組合の経営努力に対し改めて敬意を表したいと存じます。また、ことし8月末現在での古平地区の漁獲状況であります。数量では1,303トン（前年同月比26トン、1.9%減）、金額では5億2,501万円（前年同月比6,870万円、11.6%減）となっており、魚種別では、イカ、カレイ、メバルが前年を上回っておりますが、ホッケやタコ、特にエビは不漁で、他の魚種に切りかえた船もあり、数量、金額ともに大きく落ち込んでいるところであります。なお、今月解禁となりました秋サケ漁につきましては、古平が位置

する日本海中部海域では昨年、3年魚の回帰が最近としては多かったことから、ことしの来遊数につきましても1割程度昨を上回る予測となっているところであります。

さらに、事業関係であります。漁協の古平地区浅海部会が主体となって例年実施しておりますエゾバフンウニ人工種苗の中間育成は、平均殻径13.5ミリメートルまでに成長したことから、去る7月8日に群来、丸山、沖町地先にそれぞれ放流を終えたところであります。なお、同漁協では羽幌町から搬入されたヒラメ稚魚5万1,250匹を去る9月8日に古平漁港から放流しており、今後の来遊を期待しているところであります。また、昨年11月に古平漁港内へ放流した10ミリサイズのナマコにつきましても、ことし6月に行った調査による生存率は90%と昨年の60%からは上昇しており、成長度合いにつきましても余り変化のないものから、中には100ミリにまで成長したものもあって、ばらつきはありましたが、今年度においても引き続き港内への放流と調査を行ってまいります。なお、北海道開発局発注のマイナス4メートル岸壁の補修工事は株式会社福津組が受注し、進捗率につきましても約50%となっております。

次に、商工関係であります。がんばろう！ふるびら特別対策事業の一環として、古平町商工会が事業主体となって進めてきましたマスコットキャラクターPR事業につきましても、昨年に引き続いてのキャラクターシールの作成と新たな試みとしてクリアファイルの作成を行ったところであり、一部、小中学生等への配布も終えております。また、「ふるっぴ〜」の切手シートにつきましても、新聞にも掲載されたとおり、現在商工会で販売しておりますが、郵便物を出す際にはぜひご利用の上、広く古平町をPRしていただきたいと考えております。

次に、観光関係であります。日本海ふるびら温泉「しおかぜ」の8月末の利用者総数は前年同期比2.1%減の2万9,638人と若干減少がみで推移しております。集客イベントとして開催してまいりましたふるびら温泉しおかぜ夏まつりも去る8月6日に5回目を迎え、生バンドの演奏や各種コーナーを設置する中、ことしは開設5周年記念イベントとして開運餅まき大会を実施し、ビンゴゲームやガラポン抽せん会でも豪華景品を用意するなど、約700名の来場者にすがすがしい1日を提供することができました。この結果を踏まえ、さらなる創意工夫を凝らしながら集客に努めてまいりたいと考えております。また、今夏の歌棄海水浴場の利用者数（7から8月、夏休み時期の30日間の利用者数）は6,539人で、前年同期よりも7.8%、422人の増となったものの、家族旅行村の8月末の利用者数につきましても前年同期比2.8%減の2,740人で推移しており、あいランド広場パークゴルフ場につきましても前年同期比14.2%減の2,205人と非常に苦戦している状況にあります。いずれにしても、それぞれの施設整備はもとより、よりよいサービスの提供に努めてまいり所存であります。

次に、各種イベント関係であります。本町の特産品、タラコをPRするべく、7月17日開催の京極町「しゃっこいまつり」に「ふるっぴ〜」ともども参加してまいりました。また、10月10日の古平ロードレース大会には、京極町からの出展が予定されており、これを機会に海の町、古平町と山の町、京極町が互いに連携し合い、観光事業の強化、発展に努めてまいりたいと考えております。また、特産品、チップのいろいろ焼きがことしで3回目の開催となったHTBイチオシ！まつりに8月26日から3日間、そして今では札幌圏のみならず道内外のお客様に北海道各地域の魅力を知って

いただくさっぽろオータムフェスト2016にも9月9日、16日、22日とそれぞれ5日間日程で出展、あるいは出展を予定しており、本町の特産品をアピールしながら一人でも多くの方々が本町を訪れていただくようPRをしているところであります。一方、7月24日には今年度3回目の東しゃこたん漁協祭が行われ、3回合計の来場者数は7,600人で、前年度と比較して1.3%増の集客を見たところであり、10月10日には今年度最後となる4回目の開催を予定しており、大いに期待をしているところであります。

続きまして、建設水道関係について申し上げます。本町に関係する平成28年度の国が行う公共工事の概要を申し上げますが、本町住民の日常生活圏域にかかわる主な事業の概要と進捗状況は次のとおりであります。①、国道5号の小樽市忍路トンネルの発注済み工事は、以下のとおりであります。今後においては西改良工事（余市側改良）並びに舗装ほか一連工事の発注が予定されております。②、国道5号の余市町栄町改良工事につきましては、株式会社佐々木組（岩内町）が1億5,876万円で受注し、平成28年12月までの工期で、8月末の進捗率は62%であります。また、今後においては海岸擁壁工事の発注が予定されております。なお、上記以外の工事につきましては、別表1のとおりになっております。次に、北海道で行う工事の概要は次のとおりであります。丸山川の砂防工事は、藤信建設株式会社（倶知安町）が3,250万8,000円で受注し、昨年施工した下流部分において溪流保全工56メートルと落差工1基を施工するもので、工期は平成29年の2月であります。また、上記以外の工事につきましては、別表2のとおりになっております。

次に、古平町が実施する工事ではありますが、町道高校通線改良工事は平成29年1月までの工期で、現在、縦断管渠工を施工中であり、9月10日現在の進捗率は40%となっており、その他の主な工事の進捗状況は以下のとおりであります。9月10日現在であります。

続きまして、教育関係について申し上げます。昨年4月から施行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正法に定められた古平町総合教育会議を去る7月25日に開催いたしました。今年度第1回となるこの会議では平成27年度小中学校学校評価結果及びコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の動向と今後の展望について協議をしたところであります。コミュニティ・スクールとは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合って、学校運営に意見を反映させ、一生に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進める仕組みであります。会議ではこれを今すぐ導入するというのではなく、現状把握と管内の動向を見ながら教育委員を含めた各関係者の研修と情報提供等を重ね、地域を取り込んで実施することの意思確認と本町の教育現場における現状や課題について情報交換を行ったところであります。今後も町民の意向を尊重しながら、教育委員会とより一層連携し、本町の教育発展、充実に取り組んでまいりたいと考えております。

依然としてテロの恐怖が全世界に拡大をしていく中、リオデジャネイロオリンピックやパラリンピックが無事に終わることができたようではありますが、今度は北朝鮮のミサイル発射実験や核実験が激しさを増し、国際社会はいら立ちを強めているところであります。また、激しい選挙戦を繰り広げている11月のアメリカ大統領選挙を尻目に南シナ海や東シナ海における中国の海洋進出による実効支配が重要課題となっており、さきの冷戦状態のような様相を呈しております。そのような中、

我が国においても知事がかわったばかりの東京都において都の施設の建設疑惑が浮上して、大混乱となっておりますが、この施設は全国のさまざまな生産物を取り扱う市場でもあり、我が町においても少なからずかわりのある問題でありますので、注目しなければならないと思っております。

先般民進党の代表選挙も終わって、いよいよ来る26日から臨時国会が始まりますが、大型補正予算やTPP問題を初め大きな課題を抱える中、災害対応など喫緊の課題も山積しており、スムーズな審議を望むものであります。また、新年度予算の概算要求も100兆円を超えて、過去最大との報道もされておりますが、地方の厳しい経済状況は依然として解消されておらず、国のさらなるてこ入れが必要であると考えており、本町としても少しでも前向きに町政を進めてまいりたいと思っておりますので、議員皆様方の特段のご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（逢見輝続君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○教育長（成田昭彦君） 日ごろ議員皆様には本町の教育行政の推進に深いご理解とご協力をいただいておりますことに対し、心より感謝申し上げます。平成28年第3回古平町議会定例会の開催に当たりまして、教育行政報告をさせていただきたいと存じますので、お聞き取りを願います。

学校教育関係では、6月に小中学校ともに参観日週間があり、保護者の方以外の一般町民の方々にも多数ご来校いただきました。また、本年度は町の民生委員も来校し、参観後学校長と懇談を行い、子供たちの挨拶はすばらしいという話題がありました。

以前から中学校では教職員の提案から年度内に教職員全員が公開授業を必ず1回行っており、その事業が去る8月26日に開催された後志町村教育委員会協議会役員会において学校教育推進事業の対象と認められ、昨年度に引き続き4万円の助成金を受けることができました。

7月19日に平成28年度第2回目の公立高等学校配置計画地域別検討協議会が開かれ、北海道教育庁新しい高校づくり推進室担当者より小樽、後志の平成31年度までの配置計画が示され、小樽商業高校及び小樽工業高校の再編により設置する新設校については、学区における学校、学科の配置状況、生徒の進路動向や地域の要望などを総合的に勘案し、平成30年度に商業科及び情報処理科を流通マネジメント科及び情報会計マネジメント科に、電子機械科、電気科及び建設科を機械電気システム科及び建設システム科に学科転換することとなり、また生徒の多様な趣味、関心や進路希望に応じた主体的な学習が可能となるよう商業に関する学科及び工業に関する学科に単位制を導入することとなります。

また、関心の深い余市紅志高校の動向については、本年度の入学者数が34名で、1間口減という格好になり、今後の募集について心配されましたが、来年度以降についても今までどおり2間口募集を継続することが示されました。

中学校では、7月5日と11日の2日間にわたって高校説明会が体育館で行われ、5日は小樽桜陽、商業、工業、北照、双葉の5校、11日は小樽潮陵、水産、明峰、余市紅志の4校から公立、私立合わせて9校の担当者に来ていただき、卒業後の進路を含め各学校の特色についての説明を受けまし

た。自分の進路に向けての意識が出始めた3年生はもちろん、1、2年生や保護者の方も関心を持ちながら説明を聞いていました。今後中学校では11月を目途に三者面談を行うなど、来年度に向けての進路指導が始まってまいります。

小中ともに7月23日から8月16日までの25日間、夏季休業でしたが、児童生徒に事故もなく、17日の始業式には元気に登校しました。休業中には、小中ともに教職員の協力をいただき、小学校では夏休みチャレンジ教室と称して、3日間、主に1学期の復習を行い、児童の70%が参加していました。中学校では1、2年生を対象に補習タイムを4日間、3年生は10日間の夏期講習会が行われました。3年生は数学の基礎、応用など、1、2年生は各自でやりたい課題を持ち寄り、先生方にアドバイスをもらうなど、暑い日が続きましたが、集中して取り組む姿が見られました。

本年度の中体連の大会が6月25日の後志中体連野球大会をスタートにバレーボール、バドミントン、柔道の大会に出場しました。結果については、野球が美国、古平合同チームで蘭越中学校に5対8で1回戦敗退、バレーボールは余市西中学校と合同で出場しましたが、グループ予選で敗退、バドミントンは男子団体が3位で、個人男女シングルス、男子ダブルスでベストエイトまで進出しました。柔道では、男子90キログラム級で全道大会に出場しましたが、惜しくも1回戦で敗退しました。

また、吹奏楽部は8月4日に札幌市のコンサートホールK i t a r aで行われた全日本吹奏楽コンクール北海道予選札幌地区大会に出場し、結果はC編成の部で銅賞でしたが、学校に戻ってきたときにとってもいい表情だったのが印象的でした。この経験を生かして、古中祭、定期演奏会ではさらにすばらしい演奏を聴かせてくれると思います。

小学校では、2学期における体力向上の取り組みとしてランニングチャレンジを行っており、毎週水、金曜日の中休み、グラウンド内の1周200メートルのトラックを5分間走っています。走った距離の結果を北海道地図にあらわして可視化し、その積み重ねや頑張りの形を足跡に残し、今後の意欲につなげていく取り組みを行っております。

9月16日には日ごろのランチャレの成果の確認も兼ねて校内マラソン大会が行われ、各学年がトラックとグラウンドの外周を1、2年生は1.2キロメートル、3、4年生は1.6キロメートル、5、6年生は2キロメートルを全員が完走しました。マラソンは練習の積み重ねや走り込みの量が結果につながることから、今後もマラソン大会を通して苦しいときに諦めてしまいそうな弱い自分に勝つことや自己記録更新を目指して、今後もランチャレや練習を取り入れてまいります。なお、校内マラソン大会では1年1名、2年1名、5年女子1名、6年男子3名、女子3名の児童が昨年度までのそれぞれの学年の記録を更新しました。

次に、生涯学習、スポーツについて申し上げます。集中した学習環境の提供と学習支援を行うことにより児童の学習習慣の定着や基礎学力の向上を目的に毎週木曜日に行っている放課後ふるびら塾は、8月末現在で10日間開催し、延べ290名の児童の参加があり、退職校長2名の指導をいただき、落ちついた環境の中で集中して学習に取り組んでおります。

平成28年度の芸術鑑賞事業として、7月24日に古平小学校を会場に行われたこまどり姉妹と中国雑技団ショーには400人を超える町民の方々が来場し、懐かしい歌や次々と繰り出される雑技団の技

に驚きながら楽しんで鑑賞していました。

野球少年団活動については、6月に行われた後志大会は2回戦、7月3日に古平で開催された第23回浅井えり子旗では1回戦を勝ち抜き、2回戦以降札幌会場へ場所を移してから勝ち進みましたが、準決勝で敗退いたしました。

7月27日から3日間開催した水泳教室には、小学1年生から5年生までの21人が参加し、それぞれが目標を立て、練習に取り組み、最終日の級審査では緊張した面持ちで挑戦しておりました。また、8月と9月に実施したプールウォーキングでは、本年度B&G財団からのコミュニティー機能付加改修支援金で取りそろえたシャークバイクや水中ウオークポールの水中トレーニング器具を活用して実施しましたが、参加者からはやり始めたときは余り負荷を感じなかったが、徐々に太もも周辺に負荷を感じるようになった。プールに入りながらできるので、取り組みやすい。初めて見ました、やっている最中はペダルが軽く感じました。今度じっくりやってみたい。ウオークポール使用では、ふだんは足が痛くて余り歩けないが、水中ということもあるが、ポールを使うことで痛みを感じずに歩くことができた、重心がずれることなく歩くことができるし、ウォーキングの疲れも余り感じなかったという感想が聞かれました。

本年度も社会教育の立場から学校支援の一環として児童の基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、家庭での望ましい生活習慣の定着を図ることを目的にふるびら通学合宿を漁港会館を会場に9月6日から3泊4日の日程で行い、13名の児童が参加しました。あわせて、保護者プログラムを作成し、後志教育局から講師を招き、講演いただくなど家庭に戻ってからも早寝、早起き、朝ごはんが励行できることを望むところであります。

町長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、民意を反映した教育行政を推進していくため、去る7月25日に28年度1回目の総合教育会議を開催し、互いの認識を深めることができました。

今後の事業では、10月10日の第41回古平ロードレース大会を初め、11月3日には第49回古平町文化祭発表会と大きな事業が展開されてまいります。教育委員会としても関係者との連携を密に図りながら事業を推進していきたいと考えておりますので、議員皆様方のお力添えを賜りたくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（逢見輝統君） 教育長の行政報告が終わりました。

これにて行政報告を終わります。

ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時09分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第4 議案第44号

○議長（逢見輝統君） 日程第4、議案第44号 平成28年度古平町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました議案第44号 平成28年度古平町一般会計補正予算（第3号）につきまして提案理由のご説明をいたします。

歳入の部分では、けさほどお配りしました説明資料、A3判、大きい部分1枚物がありますので、そちらも出しておいてください。

議案に戻ります。本件につきましては、7月に普通交付税が決定されてございます。歳入に盛り込みます。歳出では、大きなものとして3点、障害給付費の国、道負担金が過年度分精算終わりましたので、その部分、過不足を歳出、歳入に盛ってございます。2点目としては、森林組合への出資金の増資要請がございました。これに対応するものでございます。3点目としては、町で実施しております住宅取得の助成、また住宅リフォームの助成の部分、実績が予算額を超えてきてございますので、その増額補正でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,118万1,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億4,852万5,000円とするものでございます。

補正の款項の区分、金額等につきましては、第1表のほうで、2ページ、3ページにございますが、記載してございます。

それでは、事項別明細の歳出のほうからご説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。3款1項12目障がい福祉費、既定の予算に1,619万2,000円を追加して、4億4,475万6,000円とするものでございます。節を新しく設けております。先ほど申しました27年度の部分の精算の過不足の部分について載せてございます。この確定、道費のほうの部分の確定通知がこの7月にありましたので、その部分でのせるもの、また実績報告終わっておりますので、国庫の部分も予測できますので、実際国庫の通知は来年の2月、3月にありますが、見込める数字を載せてございます。1行目、介護給付費・訓練等給付費の部分での精算返納金が1,556万3,000円です。2行目、障害児通所給付費の精算が43万8,000円、そして自立支援医療費の精算が19万1,000円計上してございます。

続きまして、4款2項1目じん芥処理費、規定の予算に38万3,000円を追加して、8,388万円とするものでございます。委託料で38万3,000円増額いたします。不法投棄処理委託料ということで、ご存じだと思いますけれども、場所が下水道の管理センターの裏手、下水道の終末処理場の裏手のほうに町有地と河川敷地に舗装のがらと石綿管が不法投棄されてございました。舗装がらの部分は、約80トンと見込んでございます。石綿管も約50本と見られております。町有地と河川敷地でございますので、道の管轄、河川敷地もございまして、町有地の上に載っている部分の不法投棄物を運搬して、処分する経費38万3,000円を載せております。河川敷地の部分については、道のほうに処理をするようお願いをしております。

続きまして、6款1項3目農業振興費、規定の予算に10万1,000円を追加して、29万2,000円とするものでございます。こちらの部分、けさほど配りました差しかえということで財源の部分直っております。19節で環境保全型農業直接支援交付金、文字を読めばちょっとわからないのですけれど

も、農家の、具体名を出すと瀧野さんのアイガモの農法につきまして道の交付金があるということで実施してございます。それにプラス、今回新しい生産部会を設けまして、小野さんも加わって、クリーン水稻生産部会を結成してございます。アイガモのほかに冬期かん水ということで、冬場水田に水を引いておくということでそれも交付金の対象になるということで載せてございます。その経費10万1,000円でございます。

続きまして、2項1目林業振興費、100万円を追加して、154万2,000円とするものです。節を新しく設けております。ようてい森林組合出資金として100万円増資をするものでございます。現在古平町が出資しております金額は110万4,000円でございます。この組合に出資してございます。今回森林組合さんのほうで製材工場の建てかえをするということで計画をしているそうです。場所は京極町にあります、京極町の住所、春日というところにあります製材工場ですが、国道の尻別国道の沿いにございます。こっちから行って左手だったと思いますが、京極町の町なかに入手前のほうにあります。建てかえをするということで、組合自体の自己資本比率を高めるためにこの増資の要請がでございます。実際出資している市町村としては、後志管内の16市町村が出資してございます。製材工場のある京極町につきましては建てかえの建設の補助をするということで伺ってございますが、残る15市町村に対して増資の要請がでございます。割り当てが100万円ということで要請来ておりますので、今回計上してございます。

7款1項6目ががんばろう！ふるびら特別対策事業費、規定の予算に31万8,000円を追加して、2億9,287万2,000円とするものでございます。備品購入として封入封緘機の購入費31万8,000円を新しく設けております。町長の行政説明にもございましたように、ふるさと納税、爆発的にふえております。発送業務もふえて、多い月には7,000通ということで聞いてございます。実際にどういうものかということ、送り返す、発送するA4判の用紙を何枚か折り畳んで、そして封筒に入れて、封緘ですから、封まですると。それをこの機械1台でやるというものでございます。ちなみに、31万8,000円、機械の料金ではございませんので、リース料ということで6カ月分のリース料を見てございます。一月税別4万9,000円ということでリースしていこうということで、ここの金額は6カ月分のリース料でございます。

続きまして、8款5項3目住宅推進費、規定の予算に318万7,000円を追加して、2,490万7,000円とするものでございます。負担金補助及び交付金で増額いたします。1点目、住宅リフォームの支援補助金、8月18日現在で補助金の部分668万7,000円となっております。件数としては23件あります。ちなみに、この23件のうち下水道をつなぐというのが5件あります。町内、町外業者さんということでは、町内の業者さん10件あるということで増額するものでございます。また、住宅支援の補助金につきましては、不足分150万円を追加するものでございます。現在5件、550万円の申請が来てございます。

それでは、戻りまして歳入、4ページ、5ページをお開きください。9款1項1目、既定の予算に5,038万8,000円を追加して、19億38万8,000円とするものでございます。普通交付税で決定額に合わせるために増額するものでございます。

A3判の資料のほうお出しください。こちらが普通交付税の算出調書ということで細かく数値を

載せてございます。例年お配りしているものと同じものでございます。見方としましては、表頭の部分、横に、まず左側が昨年、27年度の決算ということで実際の当初決定です。昨年の7月に27年度の普通交付税で当初決定された金額を載せております。そして、中段というか、真ん中のですが、予算にのせている28年度の普通交付税の見込みを載せております。そして、右側のほうが今回決定ありましたので、決定額を記載してございます。そして、右端には増減の部分を、増減2列ありますが、左側の列が、決定額の差を載せてございます。一番右端の列は、当初予算との差を載せてございます。表の表側、左側の部分についてはそれぞれの項目区分を載せてございます。下から7行目、基準財政需要額で臨財債を含むという部分の行がでございます。これでこの部分で27年度は21億980万5,000円でございます。今回の金額が右側の28年度補正の予算の枠にあります20億6,171万3,000円ということで、昨年に比べて、その右側、4,809万2,000円減っております。基準財政需要額が減ってございます。そして、行を3段下がっていただきまして、B、基準財政収入額につきましては27年度は2億3,686万5,000円と。そして、右側移っていただきまして、28年度は2億3,316万7,000円ということで増減が369万8,000円の減でございます。これに臨財債の振りかえ金額とか調整金額を差し引きいたしまして、普通交付税、2行下がっていただきまして、Dの欄、普通交付税の金額が27年度は17億6,853万3,000円と決定されましたが、今年度は17億5,038万8,000円ということで差し引き1,814万5,000円の減でございます。そのちょうど右隣に5,038万8,000円、これが当初予算との差額でございます。

そして、議案のほうに戻っていただきます。議案の5ページです。今回の差額5,038万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、13款1項1目民生費負担金、既定の予算に1万円を追加して、2億3,547万5,000円とするものでございます。障がい者医療費負担金、過年度分ということで、27年度確定の過不足精算、これは歳入ですので、入ってくる部分でございます。

続きまして、14款1項1目民生費負担金、既定の予算に5,000円を追加して、1億4,580万4,000円とするものです。こちらが道費に見合う部分で、精算の金額でございます。

そして、2項4目農林水産業費負担金、規定の予算に7万5,000円を追加して、662万円とするものでございます。環境保全型農業ということで先ほどのアイガモにプラス水田かん水ということで、その分で道の補助金、事業費の4分の3が入ってきます。

続いて、17款2項1目財政調整基金繰入金、既定の予算から3,700万円を減額して、7,000万円とするものでございます。今回交付税の部分で増額してございますので、財調の基金取り崩しを当初予算では1億700万円と見ておりましたが、3,700万円減らしまして、取り崩し予定は補正後7,000万円とするものでございます。

最後に、19款4項2目雑入、既定の予算に770万3,000円を追加して、5,613万4,000円とするものでございます。北後志消防組合負担金の精算還付金、27年度の負担金が確定しておりましたので、払い過ぎていた部分を雑入で受け取ります。829万9,000円です。そして、その他収入は財源調整でございます。

以上、提案理由の説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
○2番（堀 清君） 歳出のほうなのですけれども、先ほど説明のありましたアスファルトとコンクリート片の不法投棄のことなのですけれども、このものに対して現場の確認ができたというのはいつころのことなのです。

○民生課長（五十嵐満美君） 5月24日の朝に業者から一報が入りまして、同日現場を確認に行っております。

○2番（堀 清君） 結構なトン数なのですけれども、基本的には当町で発注した工事の廃棄物というような考えはできないのでしょうか。

○民生課長（五十嵐満美君） 現場も確認しておりますが、余市警察署と小樽開発建設部余市出張所にも立ち会ってもらいまして、現場確認しております。証拠がないので、犯人特定するのは難しいし、どこから出てきたものかもわからないという結論に至っております。町の事業ではないと建設課長とも総務課長ともちょっと話しましたが、証拠はないのですが、町のものではないと信じています。

○2番（堀 清君） そしたら、あとは道の工事だとか開発の工事の関係者というような形で考えることができるのですか。

○民生課長（五十嵐満美君） どこと特定するのは無理です。余市警察署からも来ていますし、小樽開発建設部からも確認してもらっていますが、見た限り証拠が全くない状態ですので、どこの工事をやったものなのかというのは特定はできません。

○3番（真貝政昭君） 5ページの財調の3,700万減額して、7,000万ということになってはいますが、前年度の繰り越しのおよその見込みがあると思うのですけれども、その関係も含めて内容について説明をお願いします。

○財政課長（三浦史洋君） ちょっと説明の意図がよくわからなかったのですけれども、今回、先ほど説明したように、交付税決定しまして、予算よりも上回っていた部分をのせたと。いつもこの時期、去年もそうですけれども、財調の取り崩しで予算組みをしております。苦しい予算組みをしておりますが、今回交付税の増額を計上すると同時に取り崩し部分の圧縮するようにしております。今最後におっしゃった27年度決算での繰り越されてくる部分は、決算説明書なりに記載してございますが、繰り越しされる部分が翌年度に繰り越した、正確に言いますと繰越明許費に充当する財源を除きますと純粋に繰り越す金額が1億459万4,839円でございます。こちらにつきましては、今回これから決算の認定していただきまして、例年どおり12月の定例会で計上するものでございます。そのときにもろもろ財源等を直していきたいと思っております。ついでに臨時財政対策債につきましては二千数百万円ほど減りますので、これもその時期に減らす処理をしていきたいと思っております。

○3番（真貝政昭君） この減額した後の7,000万という額なのですけれども、これには27年度決算の繰り越しから出てくる原則半額を基金に入れるというのは入っていないということでしょうか。

○財政課長（三浦史洋君） こちらこの予算は取り崩しの部分で歳入ということで、基金から取り崩して、一般会計に入れるという歳入、入ってくる部分でございます。積んでいくのは年度が終わりまして、剰余金が出て、その半額以上を積み立てというのは歳出で組んでいくことになりまして、

歳出は13款、今回は計上はしてございません。13款の諸支出金で計上していくものとなります。それはおいおいということで、12月に繰り越し部分を入れるので、12月にその半額の積み立ての部分のをせる予定です。

○3番（真貝政昭君） 失礼しました。

次に、普通交付税の算出調書を見ているのですけれども、普通交付税額、下から2段目です。以前数年の財政シミュレーション出してもらいましたけれども、その一番下です。普通交付税額と臨財債の合計額の見方なののですけれども、今回補正されたこの額はシミュレーションの額と比較してどのような形になりましたでしょうか。

○財政課長（三浦史洋君） 申しわけございません。シミュレーション持ってきていないので、ちょっと何ともお答えできないです。

○8番（高野俊和君） 7ページの住宅リフォームの関係なののですけれども、今回23件で、そのうち下水道接続が5件入っていますけれども、これ下水道の普及を……それだけではないでしょうけれども、普及もその中心の考えの中にあると思うのですけれども、たしか30%、30万円が限度額だったと思いますけれども、これ非課税のところも少し条件が40%ぐらいに上がるのでしたっけ。

○建設水道課長（高野龍治君） 通常のリフォームの工事費に関しましては30%、30万円が限度でございます。それで、下水道をつなぐ場合に関しましては、個人町民税課税標準額、それが150万以下の方につきましては工事費の40%、限度額が40万円となります。

○8番（高野俊和君） 今回、さっきも言ったように23件の5件が下水道につないでいるということでもありますけれども、昨年から見ればこの条件がかなり緩和されてきたと思うのです。昨年までは古平町以外の業者ではだめとかという、そういう縛りがあったと思うのですけれども、今回緩和が緩くなったということでふえたという、そういう印象はありますか。

○建設水道課長（高野龍治君） 昨年につきましては実績で11件でした。うち下水道が7件ということで、決算としましては260万余りという状況でございまして、やはり今年度から緩和したと。昨年までは町内業者でなければだめですよという制度でございましたけれども、今年度からは町外業者でも助成金を受けられるというふうに緩和したというのもございまして、助成件数が伸びているという状況だと思います。

○8番（高野俊和君） こうやって条件がやっぱり少しずつ緩和されてくると、当初の下水道の普及に大分近づいてくるのだらうと思いますけれども、今からそういうこと話はできないと思いますけれども、あとそのほかに緩和するものって何かあるのでしょうか、ふやすために。

○建設水道課長（高野龍治君） 今のところは排水設備工事、下水道に接続する工事に関しましては多額の費用を要するということから、やはり助成制度に頼っていくという現状しかないかなと今の段階では思われます。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第44号 平成28年度古平町一般会計補正予算(第3号)を採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第45号

○議長(逢見輝統君) 日程第5、議案第45号 古平町税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長(三浦史洋君) ただいま上程されました議案第45号 古平町税条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由のご説明をいたします。

今回所得税法等の一部を改正する法律が28年、ことしの3月31日に公布されまして、この中の第8条というところで外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正が行われてございます。かなり長い法律名でございますけれども、それとともに、またこの法律の施行令等の一部を改正する政令がことしの5月25日に公布されてございます。これに伴いまして町の税条例も改正する必要が出てきてございます。内容につきましては、町の税条例の附則の部分に1つ条項を加えるものでございます。

ページめくっていただきまして、10ページをお開きください。10ページの下の方です。下から7行目に特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、この条項を新しく設けてございます。ずっと続きまして、これが13ページの附則の手前まで続く長いものでございます。これを設置することによりまして、この当該特例適用利子等の額、または特例適用配当等の額に係る所得を分離課税するものを設定するものでございます。

それと、10ページの先ほど言った下から7行目よりも上のほうにつきましては、この20条の2を新しくここに設けることによりましてずれが生じますので、その部分の直しの部分について規定してございます。

説明資料のほうにも新旧対照表を1ページから7ページまで載せてございます。説明資料のほうの説明はいたしません。

そして、議案の13ページに施行する日付でございますが、附則の第1項に施行期日を載せてございます。これは、所得税法等の一部を改正する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日ということで、今般7月1日にこの施行する日の法令が出てございますので、平成29年1月1日から施行するというところでございます。

以上、提案理由の説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと存じます。

○議長(逢見輝統君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 新たに町民税の課税する対象項目がふえたということなのですか、この作業の流れというのはどのようになってくるのですか。

○財政課長（三浦史洋君） 今おっしゃった課税がふえるというわけではありません。この項目、たしか特例適用利子等ですから、外国に居住する関係のどちらでまず課税をするかということを経済で規定すると。当然所得税の部分の分離課税で、利子でいえば国、道合わせて20%分離課税されまして、国は15%部分、残りの5%部分が地方です。地方のです。そして、地方の部分の6割です。6・4の割合、町村が6で都道府県が4の割合になっている部分の規定でございます。議案の11ページの上から6行目に100分の3の税率という部分を載せております。これが今の分の課税に係る町民税の部分の税率が100分の3ということになります。それを掛けということで、制度的には何も変わっておりません。

○3番（真貝政昭君） 町民税の所得割を課するというのがあるのでしょうか。この100分の3というのが今までと全く同じだという説明のように今聞こえたのですけれども、どういうことなのでしょうか。

○財政課長（三浦史洋君） まず、一般的にこの分離課税の利子所得なり、配当所得は国、道全体で、先ほど申したように、20%です。実際町民税の部分についてはそのうち3%部分がありますので、その率的には何も変わってございません。たしか説明の冒頭で申したように、外国人等の国際運輸業に係る所得に対して国同士の相互主義によって所得税等、所得税も地方の部分の住民税等の非課税に関する法律の一部改正が行われて、今回この町の税条例も改正する必要が出てきたということです。

○3番（真貝政昭君） 条例の文章を変えただけで、中身は全く変わっていないということなのですか。

○議長（逢見輝統君） 暫時答弁調整のため休憩。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時49分

○議長（逢見輝統君） 再開いたします。

○財政課長（三浦史洋君） 対象になる方々の部分での今回追加……対象になれる、まずこの条例の10ページの一番上で、附則第20条の2、改正前は租税条約等実施特例法という租税条約の関係で国同士で結んでいた場合については課税をしないとか課税をすとかという、そういうのは従来税条例に載っております。今回租税条約の影響を受けれないところについて特例適用という文字を使って、その方々も該当にする、該当になるように条項を盛ったと。法令上足りなかった部分を盛ったという形で理解しております。済みません、これが正しいかどうかわからないのですけれども、台湾だとか、台湾が入っているか抜けているかわからないのですけれども、それが条約結んでいないですよ、国交があればいいので。多分租税条約結んでいないと。租税条約のほうを見ていると、アメリカとかカナダとかフランス、イギリスだとか、そういうのが国名が載っておりました。適用さ

れない国に対してこれを使ってということですが。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第45号 古平町税条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後0時55分

○議長（逢見輝統君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第6 議案第46号

○議長（逢見輝統君） それでは、日程第6、議案第46号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第46号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

議案16ページをお開きください。附則に2項を追加する内容でございまして、議案本文の上から5行目から次のページの中段ほどまでが追加する規定でございます。

先ほどの税条例の説明と重複する部分ございますが、今回の改正につきましては、所得税法等の一部を改正する法律において、外国人等の国際運輸業に係る所得税に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正が行われたことによるものでございます。長い名称の法律であります。内容としては租税条約を締結していない台湾との間の二重課税を解消とするために改正された法律であります。租税条約締結国の外国人に対しましては、住民税の算定上、条約適用利子及び配当等は分離課税されておりますが、国保税についてはその性質上、医療給付に充てるといふ目的税のため、それらも所得に含めて課税されております。租税条約締結国の外国人に対する規定については改正前の附則第14条及び第15条に規定しておりますが、それと同じ内容で、今回法律改正された台湾からの居住者等についての規定を追加するものでございます。

改正附則の第1項に規定されていますとおり、施行日は平成29年1月1日となっております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第46号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第47号

○議長（逢見輝統君） 日程第7、議案第47号 古平町防災会議条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○企画課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第47号 古平町防災会議条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

議案20ページをごらんください。今回の改正要旨は、委員定数の変更であります。具体的に説明いたしますと、古平町防災会議条例第2条第1項第1号では、防災会議の所掌事務として古平町地域防災計画の作成とその推進が規定されております。その地域防災計画であります。近年の災害発生状況を踏まえまして、一般防災編、地震、津波編、原子力対策編とより専門的に分けて計画、記載しております。これらのことから、防災会議の委員につきましても災害の種類に応じてより専門的な方を委員とすることが望ましいと考えられるため、第7号に規定されております北海道知事部内の職員を、現在は1名となっておりますが、一般防災と原子力防災のそれぞれに精通している方を委員とすべきであると考えられるため、1人から2人に改正するものであります。また、現在の条例では、第8号で自主防災組織または学識経験者のうち1名を町長が任命することになっておりますが、町民との協働によって防災対策を進めるためには両方を任命することが望ましいと考えられるため、1人から2人に改正するものであります。

以上で提案の理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第47号 古平町防災会議条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 報告第2号及び日程第9 報告第3号

○議長（逢見輝統君） 日程第8、報告第2号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率についてと日程第9、報告第3号 平成27年度決算に基づく資金不足比率については関連がありますので、一括議題といたします。

報告第2号について報告を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） 私のほうからは、報告第2号の部分についてご説明いたします。

平成27年度決算に基づく健全化判断比率について、これにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に基づきまして27年度決算出ましたので、その判断比率について報告するものでございます。

記といたしまして、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては黒字でございますので、数値ございません。また、実質公債費比率につきましては7.4%、将来負担比率につきましては28.5%でございます。

次のページの22ページ、23ページには、監査委員の意見書について記載してございます。

それでは、説明資料がありますので、定例会の説明資料をお出してください。事前に配付している部分です。説明資料の12ページから載ってございます。出ているようなので、まず1番目には健全化判断比率の昨年とことしの部分の比較を載せてございます。右側から2番目、実質公債費比率につきましては、26年度が6.8ということで、増減0.6ポイント悪化してございます。将来負担比率につきましては、26年度が45.1%でしたので、こちらにつきましては前年比16.6ポイント改善してございます。

13ページには細かい計算式を載せてございます。ここには赤字比率について載せてございますが、26年度と27年度の欄、一般会計の部分の収支、また特別会計の収支等を載せてございます。そして、（4）、標準財政規模で割り返しましてということで計算をすることになってございます。（5）と（7）にうろこでまず27年度黒字が4.83%、計算上です。ということで、連結の部分は黒字が5.61%ということで数字的にはなります。

ページめくっていただきまして、14ページです。実質公債費比率の推移を載せてございます。26、27でござらんください。（1）から（5）までを加減いたしまして、（7）で実質公債費比率、3カ

年平均の数値を載せています。26年度が6.8%、27年度が7.4%という結果でございます。

続いて、15ページが将来負担比率の推移の計算でございます。（１）、将来負担額、またそれに充当可能な財源等、そして（３）、標準財政規模の金額、（４）と載せてございまして、下の計算式に倣いましてやりますと、（５）、将来負担比率が26年度が45.1%、27年度が28.5ということで、かなり改善してございます。行政報告にも報告がありましたように、まず地方交付税がふえているということで標準財政規模がふえてございます。また、それに充当できる財源ということで基金がふえた。ふるさと納税の関係で基金がふえておりますので、この将来負担比率も改善してございます。

以上、報告でございました。

○議長（逢見輝統君） 続いて、報告第3号について報告を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） 議案の25ページでございます。報告第3号 平成27年度決算に基づく資金不足比率についてご報告いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成27年度決算に基づきまして下表に記載のある簡易水道事業特別会計、それと公共下水道事業特別会計の資金不足比率を算出したものを監査委員の審査に付しまして、その意見をつけて、議会に報告するものでございます。

それで、この表に書いてあります簡易水道事業特別会計と公共下水道特別事業会計の資金不足比率につきましては、両会計とも資金の不足額が生じていないため、資金不足比率はなしでございます。なお、この算出方法につきましては、説明資料の最終ページ、19ページに算出の関係を載せておりますので、ご参考いただければと思います。

以上、報告第3号の報告を終わらせていただきます。

○議長（逢見輝統君） 報告が終わりました。

何か質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 説明資料の16ページの中段の実質公債費比率なのですけれども、新しい財政状況の見方になって、変わっているのですけれども、公債費比率でかつて起債ができないような比率がありましたですよね。あれは、いまだに国との関係で生きているのか。かつて規制される割合、数字ですけれども、何%だったのでしょうか。

○財政課長（三浦史洋君） 起債の制限については、この実質公債費比率という言葉ではなくて、昔は起債制限比率というもの出していました。よく十何.何%だとかという数字でやっていたときに、形自体は覚えております。それで、多分、正確な数字はわかりませんので、制限が20とか25%とか30%とか、そういう段階以上だったら、起債制限比率超えてしまったら制限されるというか、起債できないようなものだったような記憶がございます。ただ、記憶薄いのでございます。この実質公債費比率とは関係ございません。ちなみに、今の起債につきましてはまず協議制、昔は許可制です。市町村の場合は、市町村というか、小さい町村の場合は道の知事の許可をいただくということで、当然毎年毎年事業ごとに起債の計画書をつくって、出すと。古平だと過疎対策事業で10本なり、そういう事業を載せて、申請をします。それに対して、当然起債の金額ありますよね。過疎対

策、今だと事業費が全国で4,100億だか200億、それで都道府県に枠配分ということであれされて、古平町のも過疎債の要望が多かったら削られるし、要望がちょうど計画の金額の内でおさまるようだったら全部許可をいただいているということで、そういう許可制でした。今現在は協議制、協議をするという、道のほうから同意を得たと。ほぼ何も変わってはいないのですけれども、そういう言葉は変わっております。

○3番（真貝政昭君） 許可と同意の違いですけれども、同意を得なくても今は実行可能という、そういう内容になったという理解でよろしいのでしょうか。

○財政課長（三浦史洋君） 済みません、それは考えたことがないので、ちょっとわからないというのがあれなのですけれども、まず間違いなく同意されておりますので、枠が少なかったら例えば2年ぐらい前だと簡水の事業、簡易水道の建設事業について簡水債が半分で、起債の金額のうちの簡水債が半分、過疎債が半分ということで制度上できるのですけれども、過疎債の枠がなくなったので、簡水債に変えなさいよというので道のほうから指示というか、ほぼはいという、聞くしかないもので、そういう入れ違いはありますけれども、同意されないという部分はないです。されないというのは、起債の適債事業でなかった場合だとそういう同意されない部分はあるのでしょうかけれども、今のところそういうことがないので、議員のご質問については何とも考えたことがないのでございます。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これで報告第2号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率についてと報告第3号 平成27年度決算に基づく資金不足比率についての報告を終わります。

◎日程第10 同意第2号

○議長（逢見輝統君） 日程第10、同意第2号 古平町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○副町長（田口博久君） ただいま上程されました同意第2号 古平町教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

本件は、現在教育委員をお願いしております菊地修二氏の任期満了に伴い、その後任に同氏を再び任命したいので、同意を求めるものでございます。

記といたしまして、任命すべき委員、住所、古平郡古平町大字歌棄町204番地の9、氏名、菊地修二、生年月日、昭和30年6月18日生まれ、61歳。参考にありますように、現在の任期が平成24年10月1日から平成28年9月30日までとなっており、今回の任命は4期目となります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時18分

○議長（逢見輝統君） では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑、討論を省略することとして差し支えございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略いたします。

これから同意第2号 古平町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号 古平町教育委員会委員の任命について同意を求める件は同意することに決定いたしました。

◎日程第11 同意第3号及び日程第12 同意第3号

○議長（逢見輝統君） 日程第11、同意第3号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任についてと日程第12、同意第4号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について、関連がありますので、一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○副町長（田口博久君） ただいま上程されました古平町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、現在固定資産評価審査委員会委員をされております須田嘉勝氏並びに佐々木彰の任期満了に伴い、その後任にそれぞれ同氏を再び選任したいので、同意を求めるものでございます。

議案を朗読して、提案説明とさせていただきます。

同意第3号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

古平町固定資産評価審査委員会委員として、次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成28年9月20日提出、古平町長、本間順司。

記、選任すべき委員、住所、古平郡古平町大字浜町268番地3、氏名、須田嘉勝、昭和21年5月5日生まれ。

同意第4号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

古平町固定資産評価審査委員会委員として、次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成28年9月20日提出、古平町長、本間順司。

記、選任すべき委員、住所、古平郡古平町大字浜町260番地、氏名、佐々木彰、昭和28年7月29日生まれ。

なお、今回の選任によりまして須田氏は4期目、佐々木氏は2期目となります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時21分

再開 午後 1時21分

○議長（逢見輝統君） では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑、討論を省略することとして差し支えございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略いたします。

これから同意第3号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は同意することに決しました。

次に、同意第4号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、同意第4号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は同意することに決しました。

◎日程第13 陳情第1号

○議長（逢見輝統君） 日程第13、陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情を議題といたします。

総務文教委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されております。

お諮りします。本件に関する委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定により省略することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号については委員長報告を省略することに決定いたしました。
これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第1号は、お手元にお配りしました委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情は採択することに決定いたしました。

◎日程第14 陳情第3号

○議長(逢見輝統君) 日程第14、陳情第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

お諮りします。陳情第3号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第3号を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書については採択することに決定いたしました。

◎日程第15 陳情第4号

○議長(逢見輝統君) 日程第15、陳情第4号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求め陳情を議題といたします。

お諮りします。陳情第4号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。
これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第4号を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しをもとめる陳情は採択することに決定いたしました。

◎日程第16 陳情第5号

○議長(逢見輝統君) 日程第16、陳情第5号 特別支援学校の「設置基準」策定を求める陳情を議題といたします。

お諮りします。陳情第5号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。
これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第5号を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号 特別支援学校の「設置基準」策定を求める陳情は採択することに決定いたしました。

◎日程第17 陳情第6号

○議長(逢見輝統君) 日程第17、陳情第6号 「介護・障害福祉従事者の人材確保と賃金引き上げを求める意見書」(案)採択を求める陳情書を議題といたします。

お諮りします。陳情第6号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第6号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。
これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。
お諮りします。陳情第6号を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第6号「介護・障害福祉従事者の人材確保と賃金引き上げを求める意見書」(案)採択を求める陳情書は採択することに決定いたしました。

◎日程第18 陳情第7号

○議長(逢見輝統君) 日程第18、陳情第7号「高すぎる学費の引き下げを求める意見書」(案)採択を求める陳情書を議題といたします。

お諮りします。陳情第7号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第7号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。
これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。
お諮りします。陳情第7号を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第7号「高すぎる学費の引き下げを求める意見書」(案)採択を求める陳情書は採択することに決定いたしました。

◎日程追加の議決

○議長(逢見輝統君) お諮りします。

ただいま議案第48号が提出されました。

これを直ちに日程に追加し、議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、議案第48号を日程に追加することに決定いたしました。

◎追加日程第1 議案第48号

○議長（逢見輝続君） それでは、追加日程第1、議案第48号 平成27年度（繰越）古平小学校放射線防護対策工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○企画課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第48号 平成27年度（繰越）古平小学校放射線防護対策工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を要する契約は予定価格5,000万円以上の工事請負契約とされているため提案するものであります。

それでは、議決いただく内容をご説明いたします。1、工事名、平成27年度（繰越）古平小学校放射線防護対策工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額2億2,572万円。

4、契約の相手方、住所、古平郡古平町大字港町3番地、氏名、株式会社福津組代表取締役社長、福津隆範。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 説明資料で設計方針等が書かれた図面を見ているのですけれども、屋外への排気の絵図はこれでわかりますけれども、フィルター棟から建物内への経路について赤点線で描かれているのですけれども、これは地下なのか、それとも地上なのか、どちらなのでしょう。

それと、きょうの入札の一覧で設計がサン設計で落札しているのですけれども、具体的な概略設計図みたいなのが議会のほうには一度も提出されていないというふうに理解しています。どういう内容の建物なのかというのは、普通は断面図とか、こういう仕組みになっていますよという基本図みたいなのが議会側に示されて当然だと思うのですけれども、町民に説明する際に当たっても全くよくわからない内容となっています。これは示せるものなのかどうか伺いたい。

以上、2点。

○企画課長（細川正善君） まず、1点目のフィルター棟からの経路図なのですけれども、地下か地上かというご質問に対しては、説明資料のところを見ていただきたいのですが、まずフィルター棟から西側のほうの送風経路なのですけれども、これ最初は地下を通っています。写真のあるとおり、下のほうの写真です。赤くついたところ、それがダクトになるのですけれども、そこから地上に出てきます。なので、最初は地下で、途中から地上に出てくるということです。同じように、後ろ側という言い方が適当かどうかなのですけれども、給食センター側のほうも最初は地下が送風経路になっています。途中からこちらも地上に出てきて、ダクトで中に送風するという仕組みになっております。

2点目なのですけれども、2点目の基本図を示せることができるかどうかということなのですが、簡単に今回のこの工事の内容をご説明しますと、小学校の裏側にフィルター棟を建設することにな

ります。このフィルター棟で、泊原発で有事があった際、その汚染された空気をこのフィルター棟の中で除去します。きれいな空気だけを今ご説明した送風経路を通して校舎の中に送り込むという内容になります。校舎の中の空気、陽圧して、外部の汚染された空気が入ってこないようにするという仕組みになっております。基本図を示せるのかということではありますが、手持ちに資料がないので、今現在は示せませんが、後日お渡しすることは可能であります。

以上です。

○3番（真貝政昭君） 1点目の地下か地上かを聞いたのは、外観の問題もあります。それで、それともう一つは道路をいじるのかどうかというのがあります。舗装された駐車場、道路以外の部分がどこら辺までなのか、道路を横断するのはどこら辺なのかということが実は知りたい。今の状況、できるだけ外観も壊さないで工事ができるかどうかというのも大事なことなので、それをまず伺いたい。

それから、フィルター棟の中身なのですけれども、多分独特なものでしょうから、メーカーとかがあると思うのですけれども、具体的には今回の入札でどこのメーカーのどういうものを使うのかということぐらい設計内容でわかっているのではないかと思うのですけれども、それについて説明できますか。

○企画課長（細川正善君） 1点目の件であります。まず屋外ダクトを地上から出す部分にはこの図で、ちょっとわかりづらいのですが、この写真がついているほうです。左側の写真のほうであるような目隠しをして、屋外ダクトは目立たないようにする予定であります。それと、どこから地上に出てくるのかというご質問であります。この……

（何事か言う者あり）

○企画課長（細川正善君） まず、この図でいうところの西側の今現在教職員が駐車場として使っている部分、その一部はいじることになります。それと、給食センター側の入り口の道路もいじることになります。

2点目のフィルターであります。一応今回の工事をやるに当たりまして、内閣府のほうで平成24年9月にオフサイトセンターに係る設備等の要件に関するガイドラインというものを出しております。それに基づきまして、その中で推奨しているフィルターがあります。HEPAフィルターというものとチャコールフィルターというものであります。この2点、それぞれ役割は違うのですが、HEPAフィルターは放射性エアロゾルというものを除去するものとなっております。チャコールフィルターのほうは放射性ヨウ化メチルというものを除去するものであります。この2つを使って除去する予定となっております。

以上です。

○3番（真貝政昭君） 後段の設備の内容については、今のところ全くよくわからないので、後から出てくるらしいので、それからにします。

最初の質問なのですけれども、西側、それから給食センター側とかと言っているのですけれども、例えば西側と言われているこの図を見た左側です。これのどこら辺が道路をちよすことになるかという説明をお願いしたかったのです。縦線におりてきている一部が舗装を掘り返してやること

になるのか、それとも縁石を外した緑地帯の部分を掘ってくるのか。結局せつかく整備された平らな舗装を切ることになるわけですから、傷めることになります。必ず段差が出てきます。そういう傷をなるべく少なくすべきでないかという考えのもとに聞いているのです。

それから、点線の図でいえば上側のほうです。下って、さらに左折ということになりますけれども、これはほとんど舗装面を掘り返してやるということになるのでしょうか。もしそうであるならば、舗装面から外したところを掘り返して、できるだけ舗装面を傷めないようなやり方が可能ではないかというふうに思うので、それについて伺っているのです。

○企画課長（細川正善君） 先ほどの私の説明がちょっと不足していたのですが、今現在設計しているのは、この図を使って説明します。左側のほうです。西側のほうは点線がずっと下ってきて、右に折れ曲がる場所、そこまで舗装というか、地中を通す予定であります。給食センター側は、ずっと上のほうを右に進みまして、下におりてきて、さらに左に曲がって、本当に近くまで、体育館の近くに来るところまで地中を通す予定であります。

（何事か言う者あり）

○企画課長（細川正善君） そのとおりです。

（何事か言う者あり）

○議長（逢見輝統君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時47分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質問がかみ合っていないので、もう一回発言許しますので、もう一回質問し直してください。

○3番（真貝政昭君） 地下部分でダクトを埋めていくという。結局アスファルト部分をほとんどさわって、そしてやるという内容なのだけれども、今までこの件について論議する機会がなかったので、聞きますけれども、給食の調理されたものを運ぶにしても、将来的に静穏な状態で運べるようにするためにはアスファルト部分を最小限、工事にかかるものを少なくするという前提で希望しています。それで、この契約が認められたにしても、舗装部分を避けて埋設できるものであればその方向で内容変更、工事内容の変更を求めたいと思うのですけれども、全く不可能な内容となっているのかどうか、それを伺います。

○議長（逢見輝統君） 質問の趣旨わかりましたか。

○企画課長（細川正善君） 今ご質問のあった件についてですが、地中に埋めるダクトの大きさ、機能、性能、さらには経費的な面を考えまして、設計段階でアスファルトを剥がして地中に埋めるのが最善の策だということで、こういう方法を考えたところであります。

（何事か言う者あり）

○企画課長（細川正善君） 考え方としてはいろいろあると思われませんが、今回のこの事業につきましては国の補助金、10分の10をもらって行う事業でありますので、効率的な工事が求められると

ころであります。それで、今回のやり方が最善のベストな方法だというふうに判断しております。

○1番（木村輔宏君） 入札が終わったので、それに対してどうこうという話はないのですが、これも先ほど真貝議員さんからお話あったように、このことについては全然今回説明がなかったです。ちょっと私このことについて一回聞きたいことが1つあったのです。ここのこういうものができる。そして、よくあるのですけれども、何かあったときに稼働しなかったということがよくあるのです。これについては稼働する、しないではなくて、稼働しなかったら大変だということになると思いますので、それを月に1回でも1年に何回でも正常に動いているのか、それから例えば今のお話の続きではないですけれども、アスファルトがそういう形でなったというのはそのことをすることによってそういうものがだめになるとかならないとかという、そういうものがあるのかなのか。これ今回このことについては余り説明がなされていないまま入札があつて、落ちました。決してそれが悪いというのではなくて、今回ちょっとそういう説明もなかったのです。それで、そういうことというのは、国で示したものが月に1回とか何カ月に1回そういうものをやるということになるのでしょうか。

○企画課長（細川正善君） きちんと稼働するかどうかということにつきましては、工事完成後毎年定期的にメンテナンスを行って、稼働するかどうかは検査いたします。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第48号 平成27年度（繰越）古平小学校放射線防護対策工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（逢見輝統君） これで本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。これで本日の会議を閉じます。

散会 午後 1時53分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員